

都道府県・政令指定都市名	46 鹿児島県
--------------	---------

時点:2021年4月1日(特に記述のある場合を除く)

問1 男女共同参画・女性問題に関する事務を総括的に所管する組織

局 部 課 ( 室 ) 名	総務部男女共同参画局青少年男女共同参画課男女共同参画室
担 当 職 員 数	6 人 (専任 6 人、兼任 0 人)

問2 国の「男女共同参画推進本部」に相当する本庁の連絡会議(推進体制)

名 称	鹿児島県男女共同参画推進本部
設置年月日(西暦)・根拠	1999年4月1日 根拠: 鹿児島県男女共同参画推進本部設置要綱
長 の 役 職	副知事

問3 男女共同参画に関する諮問機関、懇談会等

機 関 ・ 会 等 の 名 称	鹿児島県男女共同参画審議会
設置年月日(西暦)	2002年1月1日
構 成 員	20 人 (女性 12 人、男性 8 人)

問4 男女共同参画に関する計画

計 画 期 間 ( 西 暦 )	2018 年 4 月 ~ 2023 年 3 月
名 称	第3次鹿児島県男女共同参画基本計画
改定・見直しの予定時期	2023年3月 未定の場合
1. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下「女性活躍推進法」という。)の推進計画と一体である	2
2. 女性活躍推進法の推進計画と別に作成	

問5 男女共同参画に関する条例

有の場合	名 称	鹿児島県男女共同参画推進条例
	公 布 日(西 暦)	2001年12月21日
	施 行 日(西 暦)	2002年1月1日
	最 終 改 正 日	2019年3月22日
	改 正 内 容	組織改編に伴い、審議会の所管部局を「総務部男女共同参画局」に変更
改正が予定されている場合、改正予定時期(西暦): 年 月		
無の場合	1. 制定等について検討中 具体的な状況:	
	2. 特に検討していない	

問6 審議会等委員への女性の登用

調査時点コード		1:2021年4月1日	2:その他(西暦)	2021年3月31日
目 標 値	(西暦) 2022 年度まで	40 %	令和4年度までに40%以上	
根 拠	第3次鹿児島県男女共同参画基本計画			
目標設定の対象である審議会等の範囲	法律、政令、条例、要綱、要領等により設置されている審議会			
目標設定の対象である審議会等における登用状況	調査時点コード	2	審議会等数( 85 )うち女性委員を含む審議会等数( 84 )	
			延総委員等数( 1,654 )延女性委員等数( 668 ) 女性比率( 40.4 )	
地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	調査時点コード	2	審議会等数( 66 )うち女性委員を含む審議会等数( 65 )	
			延総委員等数( 1,335 )延女性委員等数( 546 ) 女性比率( 40.9 )	
法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等における登用状況	調査時点コード	2	審議会等数( 38 )うち女性委員を含む審議会等数( 37 )	
			延総委員等数( 921 )延女性委員等数( 336 ) 女性比率( 36.5 )	
地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	調査時点コード	2	審議会等数( 9 )うち女性委員を含む審議会等数( 8 )	
			延総委員等数( 86 )延女性委員等数( 15 ) 女性比率( 17.4 )	
目標値以外の目標設定				
女性登用方針	人材名簿作成の有無	1. 有 2. 無 3. 作成予定有	2	有の場合、1. 公表 2. 非公表
	人材名簿が有る場合	掲載人数	人	( 年 月現在)
	そ の 他	人材育成事業の実施の有無(1. 有 2. 無)	2	
		委員の公募(1. 有 2. 無)	1	
		そ の 他 ( 女性委員登用促進要領 )		

問7 女性公務員の採用・登用状況

問7-1 管理職の在職状況

調査時点コード		1:2021年4月1日	2:その他(西暦)										
		管理職総数		女 性 管 理 職 の 内 訳									
		(人)	(%)	部局長相当職			次長相当職			課長相当職			
		(A)=(C+E+G)	(B)=(D+F+H)	(C)	うち女性数(D)	女性比率(%)	(E)	うち女性数(F)	女性比率(%)	(G)	うち女性数(H)	女性比率(%)	
本庁	計	276	24	8.7	21	0	0.0	38	1	2.6	217	23	10.6
	うち一般行政職	163	20	12.3	19	0	0.0	25	1	4.0	119	19	16.0
支庁・地方事務所等	計	346	41	11.8	17	1	5.9	54	1	1.9	275	39	14.2
	うち一般行政職	148	18	12.2	10	1	10.0	20	1	5.0	118	16	13.6
全体	計	622	65	10.5	38	1	2.6	92	2	2.2	492	62	12.6
	うち一般行政職	311	38	12.2	29	1	3.4	45	2	4.4	237	35	14.8
再掲	警察関係	83	0	0.0	0	0	0.0	6	0	0.0	77	0	0.0
	教育委員会	52	7	13.5	1	0	0.0	3	0	0.0	48	7	14.6

問7-2 職務上の地位別職員在職状況

調査時点コード		1:2021年4月1日			2:その他(西暦)		
		課長補佐 相当職 (人)	うち女性 数(人)	女性 比率(%)	係長相当職 (人)	うち女性 数(人)	女性 比率(%)
		本庁	計	671	104	15.5	1,267
	うち一般行政職	394	87	22.1	655	244	37.3
支庁・地方事 務所等	計	804	127	15.8	2,667	775	29.1
	うち一般行政職	274	57	20.8	650	176	27.1
全体	計	1,475	231	15.7	3,934	1,098	27.9
	うち一般行政職	668	144	21.6	1,305	420	32.2
再掲	警察関係	297	17	5.7	893	91	10.2
	教育委員会	108	17	15.7	329	67	20.4

問7-3 新規昇任者数(2020年4月1日～2021年3月31日)

		課長相当職			課長補佐 相当職			係長相当職		
		(人)	うち女性 数(人)	女性 比率(%)	(人)	うち女性 数(人)	女性 比率(%)	(人)	うち女性 数(人)	女性 比率(%)
本庁	計	48	4	8.3	91	21	23.1	72	17	23.6
	うち一般行政職	24	3	12.5	60	16	26.7	41	14	34.1
支庁・地方事 務所等	計	76	11	14.5	122	32	26.2	130	46	35.4
	うち一般行政職	39	5	12.8	46	13	28.3	30	13	43.3
全体	計	124	15	12.1	213	53	24.9	202	63	31.2
	うち一般行政職	63	8	12.7	106	29	27.4	71	27	38.0
再掲	警察関係	17	0	0.0	35	4	11.4	70	9	12.9
	教育委員会	12	2	16.7	19	3	15.8	4	2	50.0

問7-4 昇任・昇格等登用の考慮要素となる事項

	勤務 成績	昇任 試験		昇格 試験		部局等の 推薦	経 年 数	遠隔地で の長期研 修(4週間 以上)	遠隔地で の 勤務経験	本人の希 望	その他
		面接 のみ	面接 以外	面接 のみ	面接 以外						
課長級	○		○			○	◎			○	
補佐級	○		○			○	◎			○	
係長級	○		○				○			○	

問7-5 昇任・昇格試験の受験者数(2020年4月1日～2021年3月31日)

	全受験者 数(人)	女性受験 者数(人)	女性 受験率 (%)
昇任試験	1,733	143	8.3
昇格試験			

問7-6 女性公務員の採用状況(2020年4月1日～2021年3月31日)

	総 数 (人)	うち女性 数(人)	女性比率 (%)
全 体	396	150	37.9
うち 上級	226	73	32.3
うち一般行政職	130	62	47.7
うち 上級	83	32	38.6
うち警察関係	113	43	38.1
うち 上級	38	16	42.1

問7-7: 職員の通称又は旧姓の使用、明記した規定

1	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。
---	---

問7-8: 当該規定(規則、条例、別表等)の該当部分の規定

規 則 名	
	1鹿児島県職員旧姓使用取扱要綱 2鹿児島県教育委員会職員旧姓使用取扱要綱 3鹿児島県警察職員旧姓使用取扱要綱
該当部分の条文(本文)	1鹿児島県職員旧姓使用取扱要綱 (趣旨) 第1条 この要綱は、職員が婚姻等により戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を職場において使用することに関し必要な事項を定めるものとする。 【以下は省略】 2鹿児島県教育委員会職員旧姓使用取扱要綱 (趣旨) 第1条 この要綱は、職員が婚姻等により戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を職場において使用することに関し必要な事項を定めるものとする。 【以下は省略】 3鹿児島県警察職員旧姓使用取扱要綱 第1 趣旨 この要綱は、鹿児島県警察職員(以下「職員」という。)が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、職員の申出により引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を職場において使用することについて必要な事項を定めるものとする。 【以下は省略】

問7-9: 防災・危機管理部局(消防・防災・国民保護・危機管理担当を含む。ただし、出先機関は除く。)への女性職員の配置状況

調査時点コード	1:2021年4月1日	2: その他(西暦)

防災・危機管 理部局 職員数(人)	うち女性数 (人)		うち管理 職数(人)		うち女性 数(人)		女性比率 (%)	
	女性数	比率	女性数	比率	女性数	比率		
66	5	7.6	10	0	0.0			

問8 男女共同参画・女性のための総合的な施設の設置

名 称	鹿児島県男女共同参画センター		愛称・通称		
設置年月日(西暦)	2003年4月22日		施設形態	2	1. 単独施設 2. 複合施設
所在地等	郵便番号: 892-0816 住 所: 鹿児島県鹿児島市山下町14-50 電話番号: 099-221-6603 FAX番号: 099-221-6640 ホームページ: https://www.kagoshima-pac.jp				
管理・運営主体	1. 施設管理○ 直営(担当部局名: 鹿児島県総務部男女共同参画局 ) 指定管理者(名称: ) その他( ) 2. 事業運営○ 直営(担当部局名: 鹿児島県総務部男女共同参画局 ) 指定管理者(名称: ) その他( )				
職 員 数	常勤	4 人	非常勤	3 人	予算額 2021年度 22,280 千円
主な事業 〔 男女共同参画・女性に関するもの 〕 ※ 実施しているもの:○	○ 1. 広報啓発(主な事項: 男女共同参画週間事業、情報誌の発行 ) ○ 2. 講座(主な事項: 男女共同参画基礎講座、DV相談員要請講座、学校への男女共同参画お届けセミナー ) ○ 3. 相談事業(主な事項: 一般相談、専門相談 ) ○ 4. 情報収集・提供(主な事項: 図書、ビデオ、パネル展示 ) ○ 5. 苦情処理(主な事項: ) ○ 6. 交流促進(主な事項: ) ○ 7. 企業・NPO法人との連携・働きかけ(主な事項: 配偶者からの暴力対策推進のための街頭キャンペーン ) ○ 8. 国際交流・海外派遣事業(主な事項: ) ○ 9. 調査研究(主な事項: ) ○ 10. その他(主な事項: )				

問9 男女共同参画・女性関係事業を推進するための基金・財団の設立(施設の管理運営の実施団体を含む。)

名 称			基金・基本財産額	千円
設置年月日(西暦)		出資者		

問10 地方公共団体と民間団体(女性団体等)とのネットワーク

問10-1 各種女性団体連絡協議会等の有無	1	1. 有 問10-2 鹿児島県女性団体連絡協議会 2. 無 名称等:	加盟団体数	10	
問10-3 地方公共団体からの助成・委託事業実施の有無	2	1. 有 2. 無	会 員 数		
問10-4 活 動 内 容 ※ 実施しているもの:○	1. 定例会議(情報交換会等)の開催 2. 機関誌の発行 3. 広報啓発パンフレット作成 ○ 4. その他 ( 内容: 鹿児島県女性大会の開催 )				

問11 市町村との連携及び市町村への指導・助言状況(都道府県) ※該当するもの:○

○ 1. 担当者連絡会議の開催 ○ 2. 市区町村職員研修会の開催 ○ 3. 市区町村アドバイザー養成講座等の開催 ○ 4. 関係情報の収集提供 ○ 5. 審議会等女性登用の働きかけ 6. 補助金等の交付 ( 名称: ) ( 概要: ) 7. その他 ( 内容: )	
--	--

問12 職員研修の実績状況 ※実施しているもの:○

男女共同参画・女性問題に関する職員研修の実施

○ 1. 職員向け男女共同参画・女性問題についての講演会、研修会等を実施 ○ 2. 一般職員研修に、男女共同参画・女性問題の講義等を組み入れ ○ 3. 国、民間等が行う男女共同参画・女性問題に関する研修に職員を派遣 ○ 4. 男女共同参画の観点からの防災に関する研修の実施
---

女性職員の研修受講への配慮

○ 1. 女性職員を対象とした能力開発や管理職登用のための研修を実施 ○ 2. 研修受講職員の男女比を配慮 ○ 3. その他 ( 内容: )
--

問13 担当局(部)課(室)所管の男女共同参画・女性関係予算

事 項	2020年度予算 (千円)	2021年度予算 (千円)	備 考
関係予算総額(施設整備費を除く)	29,328	47,975	
上記関係予算が一般会計予算総額に占める割合	0.00349 %	0.00568 %	
男女共同参画・女性のための施設整備費	0	0	

問14 公共調達における男女共同参画及びワーク・ライフ・バランス項目の設定状況

※該当するもの:○

		項目の設定
1	公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	○
2	物品の購入等の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	
3	総合評価落札方式の一般競争入札を適用している場合における男女共同参画等の項目の設定	
4	その他の公共調達における男女共同参画等項目の設定(○の場合は(1)~(5)の該当項目に回答(複数回答可)してください。)	○
(1)	指名競争入札又は随意契約により物品調達を行う際に認証している企業からの優先調達	
(2)	清掃、設備保守業務等の競争参加資格審査における項目の設定	○
(3)	指定管理者公募選定における評価項目の設定	
(4)	プロポーザル方式における評価項目の設定	
(5)	その他(内容:	

↓(具体的に実施している内容:○)

	問14-1	問14-2	問14-3	問14-4
	1 公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	2 物品の購入等の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	3 総合評価落札方式による一般競争入札を実施している場合における男女共同参画等の項目の設定	4 その他の公共調達における男女共同参画等項目の設定
①	「えるぼし」認定、「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定、「ユースエール」認定を取得			
②	女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)	○		
③	次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)	○		○
④	地方公共団体が行う男女共同参画等に関する企業の認定・認証等を取得			
⑤	役員に占める女性割合に関する項目			
⑥	管理職に占める女性割合に関する項目			
⑦	役員や管理職への女性の登用促進のための取組(ポジティブ・アクション、数値目標の設定等)			
⑧	仕事と育児・介護を両立するための取組(法定以上の育児・介護休業制度等)	○		○
⑨	ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組			
⑩	短時間正社員制度の導入			
⑪	男性の育児・家事への参画促進に向けた取組			
⑫	ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(①~④を除く)			
⑬	その他			

問15 男女共同参画等を推進している企業の登録・認定・認証、表彰制度の状況

		企業の登録・認定・認証制度	企業の表彰制度
企業の登録・認定・認証制度、表彰制度の実施の有無(1.有 2.無)		1	1
1	女性活躍推進法に基づく「えるぼし」認定、次世代法に基づく「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定又は若者雇用促進法に基づく「ユースエール」認定を取得		○
2	女性活躍推進法又は次世代法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)	○	○
3	役員に占める女性割合に関する項目		○
4	管理職に占める女性割合に関する項目		○
5	役員や管理職への女性の登用促進のための取組		○
6	その他「登用促進等」に関する項目	○	○
7	仕事と育児・介護を両立するための取組	○	○
8	ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組	○	○
9	短時間正社員制度の導入		○
10	男性の育児・家事への参画促進に向けた取組	○	○
11	ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(1、2を除く)		○
12	その他	○	

→	「企業の登録・認定・認証制度」の具体的な名称	「育児の日」協力企業(7, 8, 10)、かごしま結婚・子育てサポート宣言企業(7, 8, 10)、かごしま子育て応援企業登録制度(2, 12)、かごしま「働き方改革」推進宣言企業認定制度(2, 4, 6, 7, 8, 10, 12)、鹿児島県女性活躍推進宣言企業(12)
→	「企業の表彰制度」の具体的な名称	鹿児島県女性活躍推進優良企業知事表彰(1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 10, 11)

問16 地域における女性活躍推進連携体制の構築状況

1	ある	1	→	女性活躍推進法第23条の「協議会」の具体的な名称	鹿児島県女性活躍推進会議
2	現在はないが、今後検討する			上記以外の具体的な名称	

問17 男女共同参画に関するデータ集(白書等)の作成状況

問17	住民の状況や活動を男女別に明らかにすることを主たる目的とするデータ集(白書、データブック等)の公表	1	1.有 2.無	問17-1 名称	かごしま男女共同参画の状況
問17-1	公表周期	1. 定期 2. 不定期	1	定期の場合	1 年毎
	公表主体 (※ 該当するもの:○)	○	1. 男女共同参画・女性問題に関する事務を総括的に所管する課(室) 2. 統計情報に関する事務を総括的に所管する課(室) 3. 男女共同参画・女性のための総合的な施設の指定管理者 4. その他 ( )		

問18-1 2021年度実施予定事業

名 称	事 業 内 容 等	参加予定者数	時 期
1. 広報啓発			
・ 県男女共同参画週間事業	パネル展示、デジタルコンテンツの公開、ダイアログ・ワークショップ		7月～8月
・ 若年層に対する意識啓発	学校への男女共同参画お届けセミナーの開催(男女共同参画・デートDV防止について)	高等学校等20校	7月～2月
・ 若者による暴力未然防止の活動の支援	県内大学生等自主グループによるワークショップ等の開催		2月
・ 子どもたちの男女共同参画学びの広場推進事業	児童生徒・教職員・保護者を対象としたワークショップ等の開催	12校	7月～12月
・ DV防止及び被害者支援のためのアドバイザー派遣事業	学校管理職向けワークショップ等の開催	3団体	
・ 配偶者暴力相談支援センターへのコーディネーター派遣	配偶者暴力相談支援センター、市町村、民間団体が実施する研修等へのアドバイザー派遣		
・ 県・市町村男女共同参画担当者等研修会	配偶者暴力相談支援センターの機能充実のため、コーディネーターを派遣	年間9回	
・ 鹿児島県男女共同参画基本計画等に関する普及啓発	国及び各県との連絡調整や意見交換及び地域振興局等担当職員の研修開催	80人程度	5月
・ DV防止・相談窓口の広報啓発、相談窓口カードの活用等	学校管理職(新任校長・新任教頭・経験者教頭)研修、新規採用後期研修		5月、6月、11月、12月
・ 「女性に対する暴力をなくす運動」の実施	相談窓口カードの配布 ラジオスポット等での相談窓口の広報		
・ DV支援関係者向けのリーフレットの配布	「女性に対する暴力をなくす運動」期間に、パープルライトアップ・パネル等展示をはじめとした意識啓発等に取り組む		11月
・ かごしまジェンダー平等推進プロジェクト事業	行政担当者、医療関係者、民生委員、学校関係者向けプロジェクトチームや円卓会議等を通して、ジェンダーギャップの解消に向けた気運醸成を行う		
・ ジェンダー平等推進フォーラム	企業トップ等の意識改革を図るためのフォーラムを開催する		
・ 情報誌の発行	「男女共同参画センターだより」の発行	年2回 各9,000部	
2. 表彰			
・ 鹿児島県女性活躍推進優良企業知事表彰	女性活躍推進に積極的に取り組んでいる企業を表彰		11月
3. 講座			
・ 男女共同参画基礎講座	男女共同参画の推進に必要な基礎知識と手法を学ぶ講座の開催		9月、11月
・ 男性のための男女共同参画セミナー	男性の男女共同参画セミナーへの正しい理解や固定的性別役割分担意識の気づきと解消を目指したセミナー		9月
・ DV相談員専門講座	DV相談に必要な専門知識とスキルを有した人材育成の講座		1月
・ 相談業務研修会	相談事業に係る相談員・担当者等を対象とした、DV被害者支援に必要な知識の習得や相談対応のスキルアップを図るための研修会の開催		6月
・ 暴力被害者支援セミナー	DVや性暴力の本質を理解し、被害者支援に必要な対応について学ぶセミナー		11月
・ 困難を抱える女性のくらしごとサポート事業	困難を抱える女性の支援等を行う民生委員・児童委員等の関係者に対し、当該女性への理解や支援スキルを習得する研修を行う 就労支援等相談員に対し、外部講師を招いた当該女性への支援等に係る研修参加による、相談支援スキルの向上を図る。		9月～2月
・ 職場におけるジェンダー平等推進事業	職場におけるジェンダー平等を推進するため、経済団体等へのアドバイザー派遣、男性の育児・介護休業期取得を促進するための研修会を行う		9月～3月
・ 女性のエンパワーメント事業	女性の能力が十分に発揮でき、いきいきと活躍できる社会づくりに向けて、女性の意欲と能力の向上のためのキャリアデザインセミナー等を開催する		10月～
4. 相談事業			
・ 一般相談	男女共同参画相談員による一般相談(電話・面接)		
・ 専門相談	女性のための法律相談: 女性弁護士による法律相談(第1・3火曜日) メンタルヘルス相談: 女性精神科医による相談(第3水曜日) 男性相談: 男性相談員による相談(第2土曜日)		
・ スーパービジョンの実施	DVも専門家による助言		6月、9月、11月、2月
・ 若者を対象とした相談窓口「びあ・すてーしょん」	鹿児島大学医学部保健学科ボランティアサークルとの共催により実施(毎月第3土曜日)		
・ 女性のための法律110番	「女性に対する暴力をなくす運動」の一環として実施(県弁護士会と共催で実施、女性弁護士対応)		11月
・ 就労支援等専門相談員の配置	困難を抱える女性や市町村支援関係者からの当該女性に係る生活から社会参加、就労までの一貫した相談支援を行うことができる専門の相談員を配置する(月2回)		
・ スーパービジョンの実施(就労支援等専門相談員)	相談員が受けた相談事例等について、スーパーバイザーを招き、スーパービジョンを実施する		
5. 情報収集・提供			
・ 図書、ビデオ、パネル展示	男女共同参画に関する図書等の整備・貸出、パネルの展示等		
6. 苦情処理			
・ 男女共同参画に関する県の施策についての申出処理	男女共同参画の推進に関する県の施策又は男女共同参画に影響を及ぼすと認められる施策について県民から申出を受ける。		
7. 交流促進			
・			
8. 企業・NPO法人との連携・働きかけ			
・ 女性に対する暴力防止キャンペーン	「女性に対する暴力をなくす運動」期間に、民間団体、関係機関と連携し街頭キャンペーンを実施		11月
9. 国際交流・海外派遣事業			
・			
10. 調査研究			
・ 男女共同参画に関する県民意識調査の実施	ジェンダー平等の推進等を図る第4次男女共同参画基本計画の策定に当たっての基礎資料とするため、ジェンダーに関する県民の意識と仕事や家庭の状況等について調査する		
・ 男女共同参画に関する企業実態調査	ジェンダー平等の実現に向けた施策の基本資料とするため、ジェンダーに関する企業の意識と実態等を調査する		
11. その他			
・ 女性活躍推進会議	関係機関による協議会を設置し、女性の活躍に向けた取組を推進する		
・ 配偶者棟からの暴力対策会議	関係機関による会議を開催し、連携の強化やDV対策の推進を図る		
・ かごしま男女共同参画の状況	男女共同参画推進条例に基づき、県及び市町村の状況等を取りまとめ、県のホームページ等で公表する		8月

問19 都道府県議会の議員の両立支援体制に関する調査

議 会 名	鹿児島県議会	
議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)の有無	1. 欠席事由として明記した規定がある。 2. 欠席事由として明記した規定はないが、運用上出産に伴う欠席を正当な欠席事由と認めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)	1
(欠席事由として明記した規定がある場合について)取得することが可能な休業期間	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。	2
【参考】労働基準法 第六十五条 使用者は、六週間(多胎妊娠の場合にあつては、十四週間)以内に出産する予定の女性が休業を請求した場合においては、その者を就業させてはならない。 2. 使用者は、産後八週間を経過しない女性を就業させてはならない。ただし、産後六週間を経過した女性が請求した場合において、その者について医師が支障がないと認めた業務に就かせることは、差し支えない。		
出産に係る産前産後期間を明記した規定の有無	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。 3. その他	1
規 則 名	鹿児島県議会議事規則	
明記した規定(規則、条例、別表等)の内容	(欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、出産、育児、介護その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、当該出産の予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の予定日(議員が出産したときは、当該出産の日)後8週間を経過する日までの範囲内で、出席できない期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができる。	
休暇の期間の報酬について、減額の規定の有無	1. あり 2. なし 3. その他( )	2
規 則 名		
明記した規定(規則、条例、別表等)の内容		
議会の欠席事由として、議員の仕事と生活の両立の観点からの事由(例:配偶者の出産、育児、介護等)を明記した規定の有無	1 明記した規定があり、正当な欠席事由として認めている。 2 明記した規定はないが、運用上で正当な欠席事由と認めている。 3 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4 明記した規定がなく、過去に事例がない。	
配偶者の出産	4	
育児	1	
家族の看護	2	
家族の介護	1	
疾病	1	
その他	1	
議員の利用することのできる保育施設等の議会での設置・提供状況	1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	4
議員の利用することのできる授乳室等の議会での設置・提供状況	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	4
議会におけるハラスメント防止に関する取組	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取組む予定である。 3. 行っておらず、今後取組む予定もない。	2
行っている取組	1. ハラスメント防止に関する規定(倫理規定等)がある。 2. ハラスメントに関する議員向け相談窓口を設置している。 3. ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っている。 4. その他 ( )	
規 則 名		
明記した規定(規則、条例、別表等)の内容		
男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取組む予定である。 3. 行っておらず、今後取組む予定もない。	3
議会における通称又は旧姓使用の認可の状況	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	2
規 則 名		
条本文文		
政治分野の男女共同参画のために実施していること		

問20 地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)への、男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの具体的な役割の明確な位置付け

2	1. 位置付けられた規定がある。 2. 位置付けられていない。 3. その他(不明等)	
計 画、指 針 名		
該当部分の規定		

調査時点コード: 2

1. 2021年4月1日 2. その他(西暦) ( 2021年3月31日 )

## 1. 都道府県における首長等の状況

知事	2	1. 女性 2. 男性	任期: 2020年7月28日	～	2024年7月27日
副知事		2 人	(女性 0 人、	男性	2 人)

## 2. 法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等の委員数等

※ 現在設置していないもの、又は審議会委員の任命をおこなっていないものには設置欄に×を付しています。

設置	審議会等名	委員総数 (人)	うち女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)	備考
1	都道府県防災会議(会長を含む)	63	10	15.9	
	都道府県防災会議(委員のみ)	62	10	16.1	
内 訳	1号 当該都道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関の長又はその指名する職員	17	0	0.0	その職に女性がいない、もしくは女性の適任者がいない
	2号 当該都道府県を管轄区域とする陸上自衛隊の方面総監又はその指名する部隊若しくは機関の長	1	0	0.0	その職に女性がいない、もしくは女性の適任者がいない
	3号 当該都道府県の教育委員会の教育長	1	0	0.0	その職に女性がいない、もしくは女性の適任者がいない
	4号 警視総監又は当該都道府県の道府県警察本部長	1	0	0.0	その職に女性がいない、もしくは女性の適任者がいない
	5号 当該都道府県の知事とその部内の職員のうちから指名する者	14	3	21.4	
	6号 当該都道府県の区域内の市町村の市町村長及び消防機関の長のうちから当該都道府県の知事が任命する者	4	0	0.0	その職に女性がいない、もしくは女性の適任者がいない
	7号 当該都道府県の地域において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから当該都道府県の知事が任命する者	20	3	15.0	
	8号 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうち当該都道府県の知事が任命する者	4	4	100.0	
2	国土利用計画地方審議会	17	7	41.2	
3	土地利用審査会	7	3	42.9	
4	都道府県交通安全対策会議	18	3	16.7	
5	自然環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関(旧 自然環境保全審議会) ※6の審議会と統合している場合は6に人数を記入。当欄は空欄とし、備考欄に「6と統合」と記入する。				
6	環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関(旧 環境審議会)	42	18	42.9	
7	精神医療審査会	29	13	44.8	
8	都道府県生活衛生適正化審議会				
9	都道府県医療審議会	21	4	19.0	
10	准看護師試験委員会	15	6	40.0	
11	麻薬中毒審査会	5	2	40.0	
12	地方社会福祉審議会	39	16	41.0	
13	障害者に関する審議会その他の合議制の機関	19	10	52.6	
14	国民健康保険事業の運営に関する協議会	11	5	45.5	
15	国民健康保険審査会	9	3	33.3	
16	都道府県農業共済保険審査会	10	2	20.0	
17	都道府県森林審議会	12	5	41.7	
18	都道府県建設工事紛争審査会	9	4	44.4	
19	建築審査会	7	3	42.9	
20	都道府県建築士審査会	7	3	42.9	
21	都道府県都市計画審議会	15	6	40.0	
22	開発審査会	7	3	42.9	
23	私立学校審議会	12	5	41.7	
24	石油コンビナート等防災本部	34	1	2.9	
25	公害健康被害認定審査会	7	0	0.0	本審議会は特殊性が強く高度な専門知識を必要とするため
26	窒素酸化物総量削減計画又は粒子状物質総量削減計画に定められるべき事項について調査審議する協議会(旧 総量削減計画策定協議会)				
27	都道府県児童福祉審議会				
28	地方港湾審議会	22	7	31.8	
29	土地区画整理審議会				
30	教科用図書選定審議会	20	9	45.0	
31	介護保険審査会	27	12	44.4	
32	都道府県固定資産評価審議会	11	6	54.5	
33	感染症の診査に関する協議会	34	14	41.2	
34	警察署協議会	257	128	49.8	
35	土地収用事業認定審議会	5	3	60.0	
36	住民基本台帳法 本人確認情報の保護に関する審議会	5	2	40.0	
37	都道府県国民保護協議会	51	4	7.8	
38	地方独立行政法人評価委員会				
39	市街地再開発審査会				
40	都道府県職員委員会				
41	自然再生協議会				
42	審議会その他の合議制の機関(※公益認定等)	5	2	40.0	
43	後期高齢者医療審査会	9	5	55.6	
44	留置施設視察委員会				
45	傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関する基準の協議並びに実施基準に基づく傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に係る連絡調整を行うための協議会				
46	指定難病審査会	30	5	16.7	
47	小児慢性特定疾病審査会	7	3	42.9	
48	行政不服審査会	5	2	40.0	
49	地域医療対策協議会	18	2	11.1	
50					
51					
52					
53					
	合 計	921	336	36.5	
	女性委員0の審議会数	1			

## 3. 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等の委員数

	委員会等名	委員総数 (人)	うち女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)	備考
1	教育委員会	5	2	40.0	
2	選挙管理委員会	4	2	50.0	
3	人事委員会	3	1	33.3	
4	監査委員	4	0	0.0	
5	公安委員会	3	1	33.3	
6	都道府県労働委員会	15	3	20.0	
7	収用委員会	7	1	14.3	
8	海区漁業調整委員会	35	3	8.6	
9	内水面漁場管理委員会	10	2	20.0	
	合 計	86	15	17.4	
	女性委員0の委員会数	1			